年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1.	今回(りあっ	みせん	,等(の概要
	/ 🗀 🗸	<i></i> (X) _	, , ,	<i>,</i> π	ノノリンハ・~

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 6件

青森国民年金 事案 288

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月までの期間及び 44 年 10 月から 45 年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和40年4月から41年3月まで

②昭和44年10月から45年4月まで

国民年金は税金と同じように義務だと考えていたので、加入案内が来れば加入手続をし、納付書が送付されれば納付する、という姿勢でやってきた。国民年金の保険料は集金人に納付した記憶があり、未納期間があるのは納得できない。納付金額等については、記憶が定かでない。

また、自分は、A市に依頼されて国民年金基金設立委員もしていた。 こういった役職には、過去の年金記録がちゃんとした人から選ばれるは ずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について保険料を完納しているほか、社会保険庁の記録で納付日が確認できる昭和59年4月から 平成16年2月までの期間のほとんどすべてにおいて、納付期限内に納付している。

また、現年度納付できなかった7か月の期間についても、すべて過年度 納付しているなど、申立人の納付意識は高かったものと考えられることか ら、申立期間の保険料のみを納付しないのは不自然である。

さらに、申立人は、税金を欠かさず支払っていることにより表彰を受けているなど公租公課の負担義務を果たす意識が強く、市の集金人に国民年金保険料を納付してきたという申立内容に信憑性が認められる上、当時、

申立人の居住する市において、集金人による保険料の集金が行われていたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

青森国民年金 事案 289

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から44年2月までの期間及び44年11月から52年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年8月から44年2月まで

② 昭和44年11月から52年9月まで

申立期間①及び②のうち昭和44年11月から46年8月までの期間については、勤務先において、給料から国民年金保険料を毎月数百円くらい天引きされていた。

また、申立期間②のうち昭和46年9月から50年12月までの期間については、アパートに3か月に一度くらいの頻度で区役所の職員が集金に来ていたので、その都度、私が集金人に3か月分の国民年金保険料をまとめて3,000円くらい納めていたと記憶している。

昭和50年12月にA県B区からC県D市へ転居して以降、私の国民年金保険料は夫に毎月納付してもらっており、保険料額は以前とあまり変わらなかったと思う。

それにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納とされている ことには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に対して最初に国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和 44年 11月から同年 12月までの間と推定されることから、申立期間①については、国民年金保険料をさかのぼって納付することとなるが、申立人からはさかのぼって保険料を納付したとの主張は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間①及び②のうち昭和44年11月から46年8月までの期間

について、申立人は、「勤務先において、給料から国民年金保険料を天引きされていた。」と申し立てているが、勤務先の同僚等についての記憶が明確でなく、同僚等を特定することができないため、当該期間の保険料納付等に関する周辺事情を収集することもできない。

さらに、申立期間②のうち昭和 46 年9月以降について、申立人は、「3か月に一度、集金人が自宅に来たときに、3か月分の国民年金保険料をまとめて3,000円くらい納めていた。」と申し立てているが、区役所の職員による国民年金保険料の集金が行われていたのは、E区では昭和 45 年9月までであり、また、B区では45年7月までであったことが確認できる上、申立人が納付したとする金額と申立期間当時の保険料額とは異なっている。

加えて、申立人は昭和48年9月に国民年金被保険者資格を喪失してから53年5月に任意加入するまでの間、国民年金への加入手続を行った形跡が見当たらないことから、申立期間②のうち48年9月以降の期間は未加入者であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

青森国民年金 事案 290

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から52年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から52年3月まで

国民年金の納付記録を確認したところ、申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。昭和49年3月にA県B区に転出し、国民年金の届出をした。B区役所で作成された納付書で銀行もしくは区役所に直接納付したと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてはA県B区役所で作成された納付書で銀行もしくはB区役所に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料の納付金額、納付方法、納付場所等に関する記憶が明確でなく、納付状況が不明である。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納 付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の申立期間の住所について戸籍の附票で確認したところ、昭和49年3月28日にC県D村からA県B区に登録されているが、その住所は50年6月9日に「不現住により職権消除」とされている上、B区役所及び社会保険庁の記録では国民年金保険料を納付したことが確認できない。

加えて、職権消除された同日に本籍地であるC県D村に住所を定められているが、D村の国民年金被保険者名簿によると、申立期間の3年間は、A県転出と記載されており、納付書が発行された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和44年11月1日から49年4月1日まで 昭和44年11月1日から49年4月1日までの厚生年金保険の加入期間 について照会申出書をA社会保険事務所へ提出したところ、厚生年金保 険加入の事実が無い旨の回答をもらった。しかし、私は、当該期間にお いてB市のC社に勤務していた。被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にC社に勤務していたと主張しているものの、申立 人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認で きる給与明細書等の関連資料は無い。

また、社会保険事務所の記録では、C社は、昭和 45 年 4 月 1 日から 49 年 3 月 31 日までの期間において厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち 44 年 11 月 1 日から 45 年 3 月 31 日までの期間及び 49 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

さらに、元事業主及び元専務からは、申立人が勤務していたとする証言 は得られるものの、勤務していた時期及び厚生年金保険料を給与から控除 されていた事実については、確認できる関係資料等が残っていないとして 証言を得ることはできなかった。

加えて、社会保険庁が管理する職歴審査照会回答票によると、申立人の 氏名は見当たらない上、健康保険整理記号番号は、8番が欠番になってい るものの、健康保険厚生年金保険の新規適用時における厚生年金保険の資 格取得者のうち、整理番号8番を除く1番から12番は昭和45年4月1日 に手続処理されていることから、整理番号8番については新規適用手続時 において厚生年金保険の被保険者に該当しなかったものと推認することが できる。

その上、申立期間における雇用保険の加入記録は無い。

なお、昭和44年11月から45年2月までの期間は、国民年金に加入しており、保険料を45年1月分まで納付していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年2月1日から35年8月1日まで

A社、B社、C社(現在は、D社。以下同じ。)について、昭和34年2月から35年7月までの厚生年金保険の加入記録を照会したところ、加入していた事実が無いとの回答であった。しかし、いずれかの会社で勤務をしていたし、当時、一緒に働いていた同僚の署名書及びB社の創立総会議事録、設立総会開催期間短縮同意書を添付しますので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社、B社、C社のいずれかに勤務していたと主張しているものの、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、C社及びA社において申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理記号番号の欠番は無い。

さらに、社会保険事務所の記録では、B社は、昭和35年8月2日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

加えて、一緒に働いていた同僚の署名書及び事務担当者の証言から、申立人がいずれかの事業所に勤務していたことを推認することはできるものの、現在のD社の事業主より、「A社は既に解散している。また、B社はC社と合併し、D社となったが、事業所の3回の引越しにより、当時の給与台帳や関係書類等は残っておらず、申立てどおりの厚生年金保険の資格

取得及び喪失の届出を行った事実を確認することはできない。」との回答を得ている。

その上、申立人に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年ころから43年ころまで

昭和 40 年ころから 43 年ころまでの厚生年金保険加入期間について照会したところ、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。申立期間当時の詳しい年月や勤務した事業所の名称は正確でないかも知れないが、厚生年金保険に加入し、毎月給与から保険料を引かれていた記憶が確かにあり、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 40 年ころA社(B県C市)、41 年ころから 43 年ころまでD社又はE社(工事現場はF県G市、H県I市、J県K市等)に勤務していたと主張しているが、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料が無い。

また、昭和 40 年ころに勤務していたとするA社は、c社会保険事務所から、「厚生年金保険の適用事業所として事業所名簿では確認できない。」旨の回答があった。

さらに、申立人の記憶では、「昭和 41 年ころから 43 年ころまでD社又はE社で仕事していた中で、42 年ころには I 駅から徒歩 15 分位で近くに川があった場所で下水道工事の仕事をしていた。」としているが、当時 I 市役所が公共下水道工事事業を 38 年から 5 か年の事業計画とし、L社外 2 社とシールド工法の施工工事契約をしていたものの、昭和 41 年度及び 42 年度の工事契約の請負業者には、D社又はE社の事業所名は見当たらない。

加えて、公共下水道工事を契約した各事業所は厚生年金保険の適用事業 所であることは確認できるが、健康保険厚生年金保険被保険者原票には申 立人の氏名は見当たらない。

その上、雇用保険被保険者台帳においても、申立期間における申立人の加入記録は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和36年8月から38年8月まで

②昭和50年9月

昭和36年8月から38年8月までA社B支店に勤務していたが、厚生年金保険加入期間として加入記録が無いため申立てをする。

また、C社についても昭和50年9月に入社したにもかかわらず、同年10月からの加入となっているため申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が提出した新聞記事及び同僚の証言から、 A社B支店に勤務していたことは推認することができるものの、厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細 書等の資料が無い。

また、申立人に係る厚生年金保険の適用について事業主に照会したところ、「確認できる資料が無いため不明である。」との回答を得ており、申立ての事実を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、申立期間当時に在職していた同僚は「申立人は臨時職員だった。」 としており、別の同僚は、「臨時職員は厚生年金保険の適用は無かった。」 と証言している。

加えて、申立人は、申立期間中の昭和37年9月に配偶者が加入している 健康保険の被扶養者となっている。

申立期間②について、事業所から提出のあった乗務員台帳により、申立 人が昭和50年9月29日からC社に勤務していたことが確認できるものの、 当該事業所における雇用保険の被保険者期間と社会保険庁が管理する厚生 年金保険の被保険者期間とが一致しており、「月末の採用であることから 翌月1日の加入取扱いとしたのではないか。」との事業所の証言とも一致 する。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月1日から40年3月31日まで 私は、昭和38年5月1日から43年6月30日に出産で退職するまでの 5年間は、A地方局B支局で事務補佐員として確かに勤務していた。勤 務期間のうち2年間の共済加入期間及び2年間の厚生年金保険被保険者 期間の記録はあるが、申立期間に係る残り1年分の厚生年金の記録を認 めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚等の証言から申立人がA地方局に臨時職員として勤務していたことを推認することはできるものの、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関連資料は無い。

また、社会保険事務所が管理する被保険者原票の記録を見ると、申立期間に係る健康保険の整理記号番号に欠番が無い上、申立人の氏名も見当たらない。

さらに、A地方局の現在の事務担当者は、「当時の勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することはできない。」としている。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険被保険者記録も確認できない。 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当た らない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和47年11月1日から48年3月31日まで

②昭和51年11月1日から52年3月31日まで

私は、昭和45年12月から52年9月までの間、冬季間だけ季節労務として毎年働いていた。給与は厚生年金保険料等を天引きされ現金で受け取っていた。申立期間も確かにA社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた同僚等の証言から、申立人が申立期間①及び②において、当該事業所に勤務していたことを推認することはできるものの、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料が無い。

また、社会保険庁が管理している当該事業所に係る健康保険厚生年金保 険被保険者名簿の記録から、申立人は、昭和 47 年 4 月 6 日に資格喪失し、 48 年 11 月 19 日に資格を再取得及び 51 年 5 月 1 日に資格喪失し、52 年 9 月 17 日に資格を再取得するまでの間における健康保険の整理記号番号に欠 番は無い。

さらに、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、被保険者原票とオンライン記録が一致している上、雇用保険被保険者資格取得届出確認 照会回答書もほぼ一致している。

加えて、当該事業所が加入していたB厚生年金基金にも申立期間に係る 年金基金への加入記録が無い。

その上、申立期間①及び②のすべての期間において、国民年金保険料の納付記録があることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。